

独立行政法人国民生活センターの業務執行状況

平成20年度 年度計画内容	平成20年度上半期における業務執行状況
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 一般管理費及び業務経費 <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費（人件費を除く）については、前年度比3%以上、業務経費については、前年度比1%以上の経費の削減を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 対前年度9.7%（特殊要因分を除く）という予算額の中で実施計画予算を策定し、より効率的・効果的な予算執行に努力。
(2) 人件費 <ul style="list-style-type: none"> 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上削減（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）する計画の着実な実施を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえた人件費改革を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 対前年度9.9%（特殊要因分を除く）という予算額の中で実施計画予算を策定し、より効率的・効果的な予算執行に努力。 国家公務員の給与構造改革を踏まえ給与制度を運用。 業績評価制度に基づく業績手当の支給を実施。 管理職については、前年度の勤務評定の結果に基づき昇給を実施。
(3) 給与水準 <ul style="list-style-type: none"> 給与水準については、国家公務員との給与水準差等の観点から現状の給与水準が適切かどうか検証を行い、その検証結果を踏まえた取組状況について公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員との給与水準差等の観点から、現状の給与水準について検証を実施。 検証結果を踏まえた取組状況と今後講ずる措置について公表。
(4) 隨意契約の見直し <ul style="list-style-type: none"> 随意契約の適正化を推進するため、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約の競争性、透明性を十分確保し、入札・契約の適正な実施を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 「随意契約見直し計画」を着実に実施。 一般競争入札等により契約の競争性、透明性を十分確保し、入札・契約を適正に実施。

平成20年度 年度計画内容	平成20年度上半期における業務執行状況
(5) 保有資産の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> センターの保有する施設の有効活用等を図るため、相模原事務所について、関係機関と調整し、民間競争入札を実施するとともに、東京事務所の在り方を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議（財務大臣主催）」の報告書（平成20年6月12日）において、東京事務所と合築となっている品川税務署の敷地を処分し移転することが盛り込まれた。これに伴い、東京事務所についても品川税務署の移転に併せ、求められる機能を十分発揮しつつ、消費者行政の強化につながる移転先の確保を平成25年度までに図ることとした。 内閣府官民競争入札等監理委員会と打ち合わせを行い、実施要領（案）を調整。
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置	
(1) 消費生活情報の収集・分析・提供 ① P I O-N E T の刷新等 <ul style="list-style-type: none"> 苦情相談の受付からP I O-N E T 登録までの期間を抜本的に短縮するために、消費生活センターからの苦情相談情報の収集方法について再検討を行い、消費生活センターの意見等も踏まえて調整した上で、検討結果を仕様書（要件定義書）に反映させる。 平成19年度策定のP I O-N E T 最適化計画に基づき、上記の業務体系の再検討を踏まえた仕様書（要件定義書）を作成し、調達手続き（入札）を開始する。 平成19年度に検討を行ったP I O-N E T の「分類・キーワード」の改定案を取りまとめ、これに対する消費生活センターの意見も踏まえた上で関連するマニュアルの改定版を作成し、全国の消費生活センターに配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターからの苦情相談情報の収集方法について再検討を実施。 全国消費生活センター所長会議において、直接作成システムのオンライン化やデータセンターへのサーバー一元化、作成途中の消費生活相談の記録を閲覧に供すること等を要請。 全国の消費生活センターへのアンケートを実施、消費生活センターの意見を踏まえ仕様書案（要件定義書）を作成。 P I O-N E T 運営連絡会議において、P I O-N E T 刷新のシステム概要等を説明。 各ブロック別にP I O-N E T 刷新の説明会を実施。 平成19年度策定のP I O-N E T 最適化計画に基づき、上記の業務体系の再検討を踏まえた仕様書（要件定義書）の作成を開始。 予定価格の調査等の調達の準備を開始。 改定案の策定及び改定に伴うシステムへの影響を検討。 改定案について、消費生活センター等に意見照会を実施。 P I O-N E T 運営連絡会議において、改定内容を説明。 改定版マニュアルの作成を開始。

平成20年度 年度計画内容	平成20年度上半期における業務執行状況
<p>②「早期警戒指標」の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> PIO-NET情報を直接検索した結果を人の手で分析して問題性を抽出するこれまでの方法を見直し、PIO-NET情報から「早期警戒指標」を作成するため、外部有識者を含めて検討を行うとともに、指標値に基づく定期的な監視・分析のための手法を開発する。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部有識者からなる「早期警戒指標開発検討委員会」において今後の方針等を検討。 分析作業を検証するため専門家へのヒアリングを実施し、外部セミナー等へ参加。 分析ツール選定のためのヒアリング等を実施。 分析ツールを試験的に導入し、検証作業を実施。 PIO-NETデータを用いてモデリングを実施。 時系列データを用いた傾向を把握する指標案及び事業者の悪質傾向を把握する指標案を作成。 「早期警戒指標開発検討委員会」において2つの指標案について討議。 本番環境で使用する分析ツールの導入準備を開始。
<p>③「事故情報データバンク」の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> PIO-NETを含む類似の情報収集システムに関する情報を収集し、事故情報データバンクが備えるべき機能について、外部有識者を含めて検討を行った上で、システム仕様書を作成する。 内閣府を通じて関係省庁との間で、入力される情報の共有方法等と関係省庁の保有する事故情報の共有化について協議を行い、一定の結論を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> PIO-NETを含む類似の情報収集システムに関する情報を収集。事故情報データバンク構築のための要件定義及び業務システム調達に係る支援業務の企画競争の準備を開始。 事故情報データバンク構築のための要件定義及び業務システム調達に係る支援業務の企画競争を実施し、委託業者を選定。 仕様書（要件定義書）の作成を開始。 内閣府消費者安全課とシステム構築を含めた今後の検討方針について打合せを実施。 関係省庁間における入力情報の共有方法及び関係省庁の保有する事故情報の共有化について内閣府を通じ、協議を開始。
<p>④「消費者トラブルメール箱」の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用して、広く消費者からトラブル情報を収集するとともに、寄せられる情報のうち、多数案件や新規手口の案件など重要性の高いものについて、解決策や消費者へのアドバイスを年間50件以上ホームページ上で提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 掲載予定の事例について情報収集を実施。 ホームページへの掲載方法を検討。
<p>⑤調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、PIO-NET情報を活用しつつ調査研究を行い、国・地方の消費者政策の企画立案に資するとともに、広く国民に情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究テーマを選定し、専門家等へのヒアリングを実施した上で研究会を開催。 自治体に対し調査票を発送し、集計作業を実施。 委員も含めた調査及びヒアリングを実施。 施設を対象にアンケート調査を実施した。
(2) 国民への情報提供の強化	

平成20年度 年度計画内容	平成20年度上半期における業務執行状況
<p>①報道機関等を通じた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> • PIO-NET等で収集される情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 年度上期には、以下の28テーマによる情報提供を実施。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 消費生活センターをかたって金銭を要求する手口にご注意(4月) 2. 住宅用分電盤のトラブルに注意！(4月) 3. 相談急増「ロコ・ロンドン取引」(5月) 4. オーブン機能付電子レンジのカラ焼き等により小鳥が死亡(5月) 5. ジャンプ式や自動開閉式折りたたみ傘の事故(5月) 6. 携帯電話機の水濡れによる不具合(5月) 7. 植物性自然毒による事故に注意！！(5月) 8. 無料サイトがきっかけで出会い系サイトのトラブルに(6月) 9. 「東亜保険株式会社」を名乗る業者に注意！！(6月) 10. 「消費者トラブルメール箱」3年間のあゆみ(6月) 11. 消火用布の安全性(6月) 12. 乗用車の視界(7月) 13. 気をつけて！！花火の事故(7月) 14. 「個人情報相談」3年の概要(7月) 15. 注意！！一薬事法違反となるステロイド含有の化粧品クリームー(7月) 16. 2007年度の危害情報システムにみる危害・危険情報の概要(8月) 17. 2007年度のPIO-NETにみる消費生活相談の概要(8月) 18. マルチ商法型出資勧誘トラブル(8月) 19. 関節に良いとされる成分を含む「健康食品」(8月) 20. 携帯電話機の有償保証サービスに係る消費者トラブルについて(8月) 21. 「磁気活水器」のトリハロメタン等の除去効果(8月) 22. 病院危害情報からみた高齢者の家庭内事故(9月) 23. いろいろ座卓使用時の一酸化炭素中毒に注意！(9月) 24. 判断力が不十分な消費者に係る契約トラブル(9月) 25. アルバイトを口実に携帯電話を契約させられ高額な料金請求(9月) 26. α-リポ酸を含む「健康食品」(9月) 27. 注意！！まだ売られている！－レーザーを用いた違法と思われる商品－(9月) 28. またひとり こんなにやく入りゼリーで死亡(9月)

平成20年度 年度計画内容	平成20年度上半期における業務執行状況
<ul style="list-style-type: none"> 国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品事故などによる消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度上期には、以下の15テーマによる情報提供において事業者名を含めた公表を実施。 <ol style="list-style-type: none"> 携帯電話の水濡れトラブル 住宅用分電盤のトラブルに注意 携帯電話機の水濡れによる不具合 消火用布の安全性 ジャンプ式や自動開閉式折りたたみ傘の事故 オープン機能付電子レンジのカラ焼き等により小鳥が死亡 携帯電話機の有償保証サービスに係る消費者トラブル 乗用車の視界 関節に良いとされる成分を含む「健康食品」 「磁気活水器」のトリハロメタン等の除去効果 いおり座卓使用時の一酸化炭素中毒に注意！ α-リポ酸を含む「健康食品」 気をつけて!! 花火の事故 注意!! 薬事法違反となるステロイド含有の化粧品クリーム 注意!! レーザー用いた違法と思われる商品
<p>②ホームページ、出版物、テレビ番組等による情報提供</p> <p>ア. ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> コンテンツの迅速な追加・更新、既存コーナー運用方法の見直し等により、ホームページ利用者の利便性の向上を図る。 <p>・緊急性が高い問題については、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府実施事業の移管に当たり、これまで内閣府ホームページに掲載されていた「見守り新鮮情報」を移設し、「見守り情報」コーナーとして公開。 「見守り新鮮情報」「子どもサポート情報」のメール配信を開始。 「多重債務の相談窓口」コーナーを開設し、毎月2回以上の更新を実施。 情報の更新を全業務日に実施し、メールマガジン「おすすめフレッシュ便」で更新内容を配信。 中央省庁や消費生活センターが提供している生活関連情報や事故情報、相談事例や消費生活講座などを収集し、メールマガジン「生活ニューネットマガジン」（講座イベント版、生活情報版の2種類）を月2回配信。 警察庁と連携し、還付金詐欺や地震災害に便乗した悪質商法に関する注意情報を「見守り新鮮情報」として配信。 岩手・宮城内陸地震の被災者支援のコーナー「被災地の方々へ くらしの110番」を開設。 ペットボトル入り飲料から除草剤の成分が検出された問題をうけ、「ペットボトル入り飲料への異物混入について」コーナーを開設。 事故米が食用として流通した問題をうけ、「事故米問題関連情報」コーナーを開設。

平成20年度 年度計画内容	平成20年度上半期における業務執行状況
<p>イ. 出版物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題の専門誌として「月刊国民生活」を創刊し、定期発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に実施したアンケート調査結果を踏まえ、特集テーマを企画。 <ul style="list-style-type: none"> 5月号：繰り返すな！製品事故の悲劇 6月号：もう“捨てられない”家電ごみ 7月号：1億総ケータイ時代のトラブル 8月号：だまされるな学生 9月号：金融トラブルの今－金融商品取引法全面施行から1年 10月号：高齢者・障害者の消費者トラブル－認知症・知的・精神障害者からの相談を中心に－
<ul style="list-style-type: none"> ・「月刊国民生活」について、内容の充足と満足度の向上を図るため、読者等へのアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。 ・国民の日常生活の情報源として「くらしの豆知識」を年1回発行し、消費者情報の普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・満足度評価のアンケートは12月に実施予定。
<p>ウ. テレビ番組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターの情報を活用して、悪質な販売手口や製品事故等に関する情報を毎月2回以上定期的に放映する。 ・放映された番組内容をホームページを通じて動画配信する。 ・視聴者モニターに対するアンケート調査を実施し、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に実施したアンケート調査を踏まえ、2009年度版（食の安全を読み解く）を9月に発行。特集は「食の安全を読み解く」とした。 ・前年度に実施した視聴者モニターアンケート調査結果を番組の企画・構成に反映し、計26回の番組を放映。 ・放映した番組のうち、6つの番組についてホームページを通じ動画を配信。 ・視聴者モニターへのアンケート調査は3月に実施予定。
<p>エ. 高齢者や障害者等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジン（高齢者版、子ども版）を発行する。 ・メールマガジン等の情報を活用した印刷物を作成し、民生委員や介護関係者等に対して配布し、情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者版「見守り新鮮情報」を12回、子ども版「子どもサポート情報」を4回を発行。 ・メールマガジンで配信した情報を元にリーフレットを作成し、民生委員や介護関係者等に配布。
(3) 苦情相談の充実・強化	

平成20年度 年度計画内容	平成20年度上半期における業務執行状況
<p>①苦情相談</p> <p>ア. 経由相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門的な相談の充実・強化を図るため、金融・保険、情報通信、特商法等の分野については、外部専門家、職員、相談員で構成するチーム制を敷く。 全国的に共通性のある苦情相談については、消費生活センターと共同して、または移送を受けて、事業者との交渉を行い、相談の統一的な処理に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員、相談員で編成する6つの専門チーム設け、難航する消費者トラブルの解決に積極的に取り組んだ。 <p>(専門チーム一覧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融・保険 ○ 情報通信 ○ 不動産・品質関連 ○ 特商法関係(電話勧誘・マルチ・内職・サイドビジネス等) ○ 特商法関係(医療・美容・教育サービス・旅行・訪問販売等) ○ 個人情報 <ul style="list-style-type: none"> 上期2,274件の情報を受け付け、共同処理や移送により事業者と交渉を実施。(平成19年度上期は2,634件)。
<p>イ. 直接相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者被害の実態を迅速に把握するセンサー機能を維持する観点から、消費生活相談員の高い資質の維持に努めつつ、引き続き直接相談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 上期2,664件の情報を受け付け。(平成19年度上期は2,193件) 直接相談窓口の電話番号をホームページの目につきやすい場所に変更したほか、午前中の直接相談を2回線に増加。 首都圏の8センターと共同で「高齢者被害特別相談(高齢者110番)」を実施。
<p>②個人情報の取扱いに関する苦情相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱いについて、引き続き消費者から相談を受けるとともに、消費生活センターからの経由相談にも積極的に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 上期822件の情報を収集。(平成19年度上期は758件)
<p>(4) 裁判外紛争解決手続の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、国民生活センター法改正案の成立状況を踏まえ、裁判外紛争解決手続の導入に向け、所要の整備等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民生活センター法の改正(平成20年法律第27号)を踏まえ、平成21年度からの実施に向けて業務規程原案等を作成。
<p>(5) 関係機関との連携</p> <p>① 消費生活センター</p> <ul style="list-style-type: none"> P I O-N E Tの安定的運用に資するため、P I O-N E T運営に関する情報を随時「消費者行政フォーラム(仮称)」に掲載するとともに、「消費生活相談緊急情報」を発行する都度「P I O-N E Tつうしん」として再掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> P I O-N E T運営に関する情報や「P I O-N E Tつうしん」等を「消費者行政フォーラム」に掲載。「消費生活相談緊急情報」を発行する都度「P I O-N E Tつうしん」として再掲載。 「W e bメールシステム ユーザーガイド」を作成し、掲載。 利用者に対し、「P I O-N E T消費生活相談フォーラム」のユーザー登録及びメールアドレスの設定を依頼。

平成20年度 年度計画内容	平成20年度上半期における業務執行状況
<ul style="list-style-type: none"> 月1回提供している「消費生活相談緊急情報」を引き続き発行するとともに、緊急情報を速やかに提供するため、「消費者行政フォーラム（仮称）」等に適宜、掲載する。併せて平成21年度より月2回発行するための準備を行う。 「製品関連事故情報」については、平成21年度からの毎月発行に向けた準備を進めるとともに、平成20年度の後半は試験的に臨時版などを発行し、年度内で8回以上発行する。また、サーバ容量の確保や電子化のフォーマットの検討などに着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「消費生活相談緊急情報」を毎月発行し、「消費者行政フォーラム」に掲載。 「製品関連事故情報」を6回発行。
<p>② 国の行政機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者利益を侵害する違法・不当行為等について、事業者情報を含め、関係行政機関に対し、迅速に情報提供・要望を行う。 苦情相談情報、危害・危険情報、商品テスト結果等の分析に基づいて、関係省庁等による消費者行政担当課長会議等の場を通じて、制度・施策の改善につながる政策提言等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関等からのPIO-NET情報に関する情報提供依頼への対応 上期 326件 年度上期には、以下の6テーマについて政策提言を実施。消費者行政担当課長会議等で情報提供した。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 「乗用車の視界」 2. 関節に良いとされる成分を含む「健康食品」 3. 「磁気活水器」のトリハロメタン等の除去効果について 4. いりり座卓使用時の一酸化炭素中毒に注意！ 5. α-リポ酸を含む「健康食品」 6. 「注意!! 薬事法違反となるステロイド含有の化粧品クリーム」
<p>③ 独立行政法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 事故情報やテスト情報の共有・活用を図るため、製品評価技術基盤機構(NITE)と連絡会議を開催し、相互の情報を業務に活用。 平成18年度に実施した「カラーコンタクトレンズ」のテスト結果をNITEの調査会報告書に提供し、法的規制に繋げた。 国立健康・栄養研究所の「健康食品を販売するにあたっての資格制度(NR)のあり方の検討会」へ、過去に実施した健康食品のテスト結果等を提供。 農林水産消費安全技術センター(FAMIC)が開催する各種研修において、商品テスト結果や食品の安全性に関する啓発を実施。

平成20年度 年度計画内容	平成20年度上半期における業務執行状況
④法令照会への対応 ・ 裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体等からの法令に基づく照会に対して迅速かつ適切に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> 上期においては、法令に基づく照会 227 件に対応。
⑤情報公開 ・ 情報公開請求に対して適切に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> 上期においては、情報公開請求 527 件に対応。
(6) 研修の充実 ①地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化 ・ 消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図ることとし、全研修コース数のうち、これらを対象とする研修を9割以上とする。 ・ 研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者および地方公共団体から5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る。	<ul style="list-style-type: none"> 消費者行政職員・消費生活相談員を対象に 23 コース（計 85 日間）を実施。 その他に、消費者教育学生セミナー1 コース（2 日間）を実施。 各研修の受講生に対するアンケート調査を実施し、満足度の評価は 4.7～4.9。
②消費生活専門相談員資格認定制度 ・ 消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。 ・ 各地の地理的条件に配慮した人材の供給を確保する観点から、全国 15 箇所以上で資格試験を実施する。 ・ 資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を平成20年度より実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活専門相談員資格制度や試験の実施について、新聞社や通信社等へ掲載を依頼し、受験者の増加に努めた。 合計 749 名の受験申込みを受け、第1次試験を9月27日に全国 15 箇所で実施。 東京及び大阪で資格更新講座を開催し、137 名が受講。 全国各地で実施する研修に資格更新のための指定講座を設け、64 名が受講。

平成20年度 年度計画内容	平成20年度上半期における業務執行状況
<p>③消費者・企業向け研修への市場化テスト導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者・企業向け研修への市場化テストの導入に向け、実施要項（案）を作成するとともに、官民競争入札等監理委員会の審議スケジュールに沿い、所定の審議を経る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民競争入札等監理委員会と打ち合わせを行い、実施要項（案）を作成。
<p>(7) 商品テストの強化</p> <p>①生活実態に即した商品テストの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故状況や使用条件を反映した商品テストを機動的かつ効率的に実施し情報提供するとともに、規格・基準の制定や改定等の政策提言を行い、重大製品事故や偽装表示などによる消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。 ・ テストの課題設定及び成果については、商品テスト分析・評価委員会の評価を受け、その結果を業務に反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方消費生活センターからの依頼によるテスト等を48件実施。 ・ このうち、消費者被害の未然防止・拡大防止のために8件を公表し、関係機関等へ情報提供、政策提言を実施。主な内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用分電盤のトラブルに注意 ・ 携帯電話機の水濡れによる不具合 ・ 消火用布の安全性 ・ 乗用車の視界 ・ 関節に良いとされる成分を含む「健康食品」 ・ 磁気活水器のトリハロメタン等の除去効果 ・ いり座卓使用時の一酸化炭素中毒に注意！ ・ α-リポ酸を含む「健康食品」 ・ 商品テスト・分析評価委員会を12回実施し、評価結果を業務に反映。
<p>②商品テストの効率的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人、研究機関、大学等の関係機関との連携を強化し、それぞれの機関が保有する専門的な知見や技術・技能等を活用する。 ・ 定型的な規格・基準に基づくテストや専門性の高いテストなどは、外部の試験研究機関等へ委託する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立医薬品食品衛生研究所より、コンドロイチン研究の技術・データ等の専門的な知見の提供を受け、「関節に良いとされる成分を含む健康食品」のテストに活用。 ・ 名古屋第一赤十字病院の専門医師より「間欠型一酸化炭素中毒」に関する情報提供を受け、「いり座卓使用時の一酸化炭素中毒に注意！」のテストに活用。 ・ テストの効率化・充実を図るため、外部試験研究機関等にテストを委託。主な事例は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ○定型的な規格・基準に基づくテスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 破断した包丁の硬度試験 ・ 調理器具の溶出試験 ・ 両手鍋・塗装面の溶出試験 ○専門性の高いテスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 二段ベッドの金属破断部の調査 ・ フライパン底部破断部の調査 ・ 羽毛布団の鳥種別や混用率 ・ 磁気活水器のトリハロメタン、残留塩素除去性能 ・ 「関節痛等に良いとされる健康食品」の崩壊性 ・ 化粧クリーム中のステロイド分析

平成20年度 年度計画内容	平成20年度上半期における業務執行状況
<p>③商品テスト実施機関の情報収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テスト実施機関が実施可能な対象商品や試験内容、保有する施設・機器などの情報を収集し、ホームページを通じて情報提供する。 ・ 消費生活センター等で実施した商品テスト情報を収集し、情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関や公益団体、民間等の商品テスト実施機関に対し、調査票を発送。 ・ 消費生活センターから収集した情報を消費生活年報に掲載。
<p>(8) 中核機関としての役割強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府が中心・中核となって、センターが行う業務全般に関して、関係省庁、関係機関との役割分担・連携等の具体的方策について、十分に協議した結果を踏まえ、適切に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷凍食品への農薬混入や事故米穀の不正流通、こんにゃく入りゼリーによる窒息事故等の事案について、関係省庁間の情報共有に資するため、内閣府に設置された「消費者安全情報総括官会議」等において相談情報等を提供。 ・ 内閣府における関係省庁等との調整状況を踏まえ、「事故情報データバンク」の整備に着手。
<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙1から別紙3のとおり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度計画に基づき執行中。
<p>4. 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期借入金の限度額は、7億円とし、運営費交付金の資金の出入りに時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。 	—
<p>5. 重要な財産の処分等に関する計画 計画なし</p>	—
<p>6. 剰余金の使途</p> <p>(1) 商品テスト業務に係る検査・分析機器等を充実させるための更新・整備</p> <p>(2) 情報の収集及び提供に係る高度情報化を図るための機器等の整備</p> <p>(3) 施設・設備の質的向上及び老朽化対応のための改修・整備</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

平成20年度 年度計画内容	平成20年度上半期における業務執行状況						
7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 • 平成20年度に取得・整備する施設・設備は次のとおりである。	<ul style="list-style-type: none"> 関東地方整備局等と調整し、工事を実施。 						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th><th>予定額 (百万円)</th><th>財源</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京事務所 耐震改修工事</td><td>354</td><td>施設整備費補助金</td></tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	東京事務所 耐震改修工事	354	施設整備費補助金	
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源					
東京事務所 耐震改修工事	354	施設整備費補助金					
(2) 人事に関する計画 • 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。 • 職員の資質向上と業務の効率化に資するため、各種研修会に参加して研鑽を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努力。 職員を各種研修会に参加させ、研鑽を図った。 						
(3) 中期目標期間を超える債務負担 • 中期目標期間中のセンター業務を効率的に実施するために、コンピュータの賃貸借について、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	—						
(4) 積立金の処分に関する事項 計画なし	—						

—以上—